

○九州工業大学共同研究取扱規則

平成14年6月5日

九工大規則第20号

改正 平成16年3月17日九工大規則第20号
平成16年7月7日九工大規則第79号
平成17年3月2日九工大規則第8号
平成18年3月22日九工大規則第21号
平成18年5月10日九工大規則第46号
平成18年9月6日九工大規則第53号
平成19年4月1日九工大規則第44号
平成20年4月1日九工大規則第3号
平成21年4月3日九工大規則第8号
平成21年8月5日九工大規則第11号
平成22年2月10日九工大規則第5号
平成23年12月7日九工大規則第18号
平成27年3月19日九工大規則第23号
平成28年2月3日九工大規則第16号
平成29年4月7日九工大規則第23号
平成30年3月7日九工大規則第9号
令和元年7月11日九工大規則第9号
令和2年3月9日九工大規則第23号

九州工業大学共同研究取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、九州工業大学（以下「本学」という。）における民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）との共同研究の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(共同研究の基本方針)

第2条 本学は、民間機関等との共同研究の推進に当たっては、大学としての使命を十分に尊重しつつ、本学の自主性及び主体性の下に、適正な手続に基づく責任ある判断及び決定を行って独創的及び先駆的な成果を生み出すように努めるものとする。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 共同研究

本学の職員が民間機関等の研究者と共通の課題について、共同して行う研究をいう。

(2) 知的財産権

ア 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における各権利に相当する権利

イ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び外国における各権利に相当する権利

ウ 秘匿することが可能な技術情報であつて、かつ、財産的価値のあるものの中から、委託者と協議の上、特に指定するもの（ノウハウ）

エ 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権及び著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権に

については、別に定める。

(3) 産業財産権

前号アに定めるもののうち、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。

(4) 研究代表者 本学の職員で、当該共同研究の代表となるもの

(5) 研究分担者 本学の職員で、当該共同研究に従事する前号以外のもの

(6) 民間等共同研究員 民間機関等において、現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま本学に派遣される者及び当該機関等内において、共同研究を担当する者をいう。

(7) 部局 国立大学法人九州工業大学基本規則（平成19年九工大規則第5号）第13条、第14条の2、第14条の3及び第14の4並びに第17条、第18条及び第19条第1項に定める組織をいう。

(8) 部局長 前号に規定する部局の長をいう。

(9) 外国の機関等 外国為替法令の解釈及び運用について（昭和55年11月29日付蔵国第4672号）6-1-5、6（居住性の判定基準）の定めにより、非居住者となる機関等をいう。

（共同研究受入れ）

第4条 共同研究の受入れは、本学の職員が民間等共同研究員と共通の課題について共同で取り組むことにより、優れた研究成果を期待できるものであり、かつ、業務遂行上支障がないと認めた場合に限り行うものとする。

2 本学職員で外部資金により雇用された者のうち、雇用経費の目的上活動に制約を受けるものにあつては、研究代表者又は研究分担者にならないものとする。

（安全保障輸出管理制度の遵守）

第4条の2 外国の機関等との共同研究の受入れについては、外国為替及び外国貿易（昭和24年法律第228号）及びこれに基づく輸出管理関連の政令、省令、通達等を遵守するものとする。

（共同研究の申込み）

第5条 共同研究の申込みをしようとする民間機関等の長は、学長に共同研究申込書を提出するものとする。

（届出義務）

第5条の2 民間機関等の長は、研究代表者又は研究分担者が前条に規定する共同研究の申込みをしようとする当該民間機関等において兼業を行っている場合には、学長に届け出るものとする。

2 研究代表者又は研究分担者は、本人又はその親族が、共同研究の申込みをしようとする民間機関等（中小企業基本法に基づく中小企業に限る。）の株式を保有している場合には、学長に届け出るものとする。

（受入れの決定等）

第6条 学長は、共同研究の申込みがあつたときは、研究代表者の所属する部局に、共同研究の受入れについて審査を依頼し、受入れを決定するものとする。

2 前条の届け出があつた場合は、受入審査の前に利益相反委員会の議に付す。

3 民間機関等が研究成果譲渡対価を負担する場合は、第1項の受入れの決定をする前に、オープンイノベーション推進機構産学官連携本部マネージャーに諮問する。

4 学長は、受入れを決定したときは、その旨を当該部局の長及び民間機関等の長に通知するものとする。

（契約の締結）

第7条 学長は、受入れを決定したときは、速やかに民間機関等の長との間に共同研究に関する契約を締結し、その旨を研究代表者に通知するものとする。

（外国の機関等との契約）

第7条の2 外国の機関等との共同研究契約にあつては、原則として日本国、被告の国又は中立的な第三国の機関を紛争処理のための仲裁機関又は管轄裁判所として取り決めるものとする。

2 外国の機関等との交渉の結果、前項以外の条件で契約しようとするときは、その理由及びリスクを回避できる根拠を明示の上、学長の承認を得なければならない。

（研究料）

第8条 民間等共同研究員のうち本学に派遣される者の研究料の額は、月額35,000円に派遣月数を乗じ、日割り計算はしないものとする。

2 既納の研究料は、返還しない。

（研究経費等の負担）

第9条 学長は、共同研究のために必要な施設設備等を利用させるとともに、当該施設設備の維持管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

- 2 民間機関等は、共同研究遂行のため、前項により学長が負担するものを除き、特に必要となる謝金、旅費、研究支援者等の人件費、消耗品費、光熱水料等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）を負担するものとする。ただし、学長は、必要に応じ、予算の範囲内において直接経費の一部を負担することができる。
- 3 前項に定めるもののほか、民間機関等は、直接経費以外に当該研究の遂行に関連する経費として直接経費の30パーセントに相当する額を間接経費として負担するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、学長は、民間機関等から特段の事由等の申し出があった場合は、間接経費の率を20パーセント以上30パーセント以下の範囲内において変更することができるものとする。ただし、国の競争的資金等による共同研究を行う場合の間接経費の率については国の予算等で定められた率とする。
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、共同研究の結果生じた本学の研究成果につき民間機関等が全部を承継することを予め契約で取り決める場合は、別途、研究成果譲渡対価を負担させることができる。
- 6 納付された直接経費その他一切の費用は、返還しない。ただし、第11条第2項の規定により共同研究を中止したときは、不用となった額の範囲内においてその全部又は一部を返還することができる。
- 7 前項の規定にかかわらず、研究完了後に不用となった額が生じた場合の取扱いについては、別に定める。
(研究期間及び継続研究)

第10条 共同研究は、受入れが決定された日の属する年度内に完了するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、必要がある場合には、年度を超えて継続して共同研究を行うことができる。
- 3 前項の場合の手續等については、年度内に完了する共同研究の例による。
(共同研究の中止等)

第11条 研究代表者は、当該共同研究を中止し、又は研究期間を延長する必要があるときは、直ちに学長にその旨を報告しなければならない。

- 2 学長は、前項の報告を受けた場合、天災その他の研究遂行上やむを得ない事由があるときは、民間機関等の長と協議の上、当該共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、学長は、部局の長にその旨を通知するものとする。
(設備の帰属等)

第12条 直接経費等により取得した設備等は、原則として本学に帰属する。

- 2 学長は、共同研究の遂行上必要があると認めるときは、民間機関等の所有する設備を無償で受入れ、共同で使用することができる。
- 3 学長は、共同研究のために必要な場合は、研究代表者又は研究分担者に民間機関等の施設において研究を行わせることができる。

第13条 削除
(報告書の作成)

第14条 研究代表者は、当該共同研究が完了したときは、共同研究実施期間中に得られた研究成果等について、学長へ報告するものとする。

第15条 削除
(研究成果の公表)

第16条 共同研究による研究成果は、公表を原則とする。ただし、知的財産権の保護の観点から、公表の可否、時期及び方法について必要な場合には、学長は民間機関等と協議するものとする。
(産業財産権の出願等)

第17条 学長及び民間機関等の長は、共同研究に伴い発明等が生じた場合には、速やかに相手方に通知するとともに、出願事務等が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

- 2 学長及び民間機関等の長は、速やかに発明等の帰属を決定できるよう、共同研究の契約時に、帰属の取扱を協議し契約に定めるものとする。
- 3 学長又は民間機関等の長は、研究代表者若しくは研究分担者又は民間等共同研究員が共同研究の結果それぞれ独自に発明等を行った場合において、独自に行った当事者が単独で出願を行おうとするときは、あらかじめ、それぞれ相手方の同意を得るものとする。
- 4 学長及び民間機関等の長は、研究代表者、研究分担者及び民間等共同研究員が共同研究の結果共同して発明等を行った場合において、共同で出願を行おうとするときは、持分等を定めた共同出願契約を締結の上、出願を行うものとする。ただし、民間機関等の長から産業財産権を受ける権利を承継した場合は、学長が単独で出願を行うものとし、民間機関等に産業財産権を受ける権利を譲渡する場合は、学長は出願を行わないものとする。

5 学長又は民間機関等の長は、研究代表者若しくは研究分担者又は民間等共同研究員が共同研究の結果発明等を行った場合、それがいずれかの当事者の単独による発明等であっても、共同研究契約の発明等の帰属の取り扱いに関する特段の定めに従い、共同であるいは他方の当事者が単独で出願を行おうとするときは、出願までに産業財産権を受ける権利を譲渡する条件等及び共同出願の場合は持分等を定めた契約を締結しておくものとする。

6 学長は、共同研究契約において前項の発明等の帰属の取り扱いに関する特段の定めを行う場合及び出願に際して持分等を定める共同出願契約や産業財産権を受ける権利の譲渡契約を締結する場合は、専門家を活用するなど柔軟かつ迅速な対応に努めつつ、第9条第5項に準拠して適正な条件等を定めた上、契約を締結しておくものとする。

(知的財産権の取扱いに関する契約)

第18条 民間機関等は、原則として、共同研究の結果生じた発明等であって本学に承継された知的財産権(以下「本学知的財産権」という。)及び共同研究の結果生じた発明等であって本学及び民間機関等の共有に係る知的財産権(以下「共有知的財産権」という。)の出願までに、独占実施か非独占実施のいずれかを選択し、第20条から第25条までの規定に従い、本学知的財産権については実施形態に関する契約等を締結し、共有知的財産権については共同出願契約等を締結するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、民間機関等は、学長の同意を得て本学の知的財産権又は共有知的財産権について、本学の持分の譲渡を申し出ることができるものとし、この場合にあっては出願までに譲渡契約を締結するものとする。

(検討期間)

第19条 前条の規定にかかわらず、民間機関等が、本学知的財産権及び共有知的財産権(以下、これらをまとめて「本件知的財産権」という。)に係る実施許諾又は実施の形態を独占実施とするか非独占実施とするか検討するために、当該本件知的財産権に関する技術面や事業面等からの検証・評価に時間を要する場合、当該本件知的財産権の実施及び実施許諾に関する条件交渉を学長と独占的に行うことができる期間(以下「検討期間」という。)を、学長と協議の上、設けることができるものとする。

2 検討期間は産業財産権の出願日から公開日までを上限として設けることができるものとし、本学知的財産権については検討期間設定契約において、共有知的財産権については共同出願契約等においてそれぞれ定めるものとする。なお、発明等の内容等を踏まえ、学長と民間機関等で協議の上、検討期間をあらかじめ延長することができるものとする。

3 検討期間中に、民間機関等が検討期間の延長を希望する場合、学長に延長の申し出を行い、学長の同意を得た上で、書面にて検討期間を延長するものとする。

4 民間機関等は、検討期間終了3ヶ月前までに、第1項に定める検証及び評価の結果を学長に通知するものとし、学長及び民間機関等は、第20条から第24条までの規定に従い、検討期間終了後の本件知的財産権の実施許諾及び実施について、独占実施とするか非独占実施とするかを決定するものとする。民間機関等が検討期間中に検討の放棄を希望する場合も同様とする。

5 前項により決定した条件に基づき、学長及び民間機関等は、検討期間終了後の取扱いを定めた実施形態に関する契約又は共同出願契約等を、検討期間内に締結するものとする。

6 検討期間中に、民間機関等が本件知的財産権を活用し収入を得ようとする場合、その取扱いにつき、あらかじめ学長と協議し決定するものとする。

(研究成果の実施における基本的な考え方)

第20条 学長及び民間機関等は、第18条から第19条まで及び第21条から第25条までに定める研究成果の実施に係る取扱いについて、以下の事項に留意し、協議及び交渉を行うものとする。

- (1) 本件知的財産権が本学と民間機関等とで共同で行った研究の成果として得られたものであること。
- (2) 本学は研究成果を自らは実施しない前提で社会への還元を目的として、民間機関等のニーズに基づき、研究テーマを設定していること。
- (3) 第9条に定める民間機関等が本学に提供する研究経費とは別に、それぞれが自己に所属する研究担当者等の人件費、施設・設備等の固定費を負担していること。
- (4) 特許については、学長及び民間機関等は、それぞれに帰属する発明者に対し、特許法第35条における「相当の金銭その他の経済上の利益」をそれぞれの規則等に基づき支払う義務があること。
- (5) 本件知的財産権の実施により民間機関等が事業収益を得る場合であっても、民間機関等のあらゆる技術や企業努力を考慮したうえで、本件知的財産権の付加価値を算定すべきこと。

(民間機関等による独占での実施)

- 第21条 民間機関等又は民間機関等の指定する者が本学知的財産権について独占実施を選択する場合には、学長は、当該本学知的財産権を、第4項に定める場合を除き自己実施せず、当該知的財産権を出願等したときから10年間、民間機関等又は民間機関等の指定する者に対し独占的に実施させることを許諾する。
- 2 民間機関等又は民間機関等の指定する者が共有知的財産権について独占実施を選択する場合には、学長は、当該共有知的財産権を、第5項に定める場合を除き自己実施せず、民間機関等又は民間機関等の指定する者は当該共有知的財産権を出願等したときから10年間、独占的に実施することができるものとする。
- 3 学長は、民間機関等又は民間機関等の指定する者から前2項に規定する独占実施させる期間（以下「独占実施期間」という。）を更新したい旨の申し出があった場合には、独占実施期間の更新を許諾する。この場合、更新する期間については、学長と民間機関等で協議の上、定めるものとする。
- 4 学長は、民間機関等又は民間機関等の指定する者が、本学知的財産権を、第1項に規定する独占実施期間中その第3年次以降において正当な理由なく実施しないときは、民間機関等又は民間機関等の指定する者の意見を聴取の上、民間機関等及び民間機関等の指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。
- 5 民間機関等又は民間機関等の指定する者が共有知的財産権を第2項に規定する独占実施期間中その第3年次以降において正当な理由なく実施しないときについては、学長が第三者に対して当該共有知的財産権の実施を許諾することについて、学長と民間機関等で別途協議の上定めるものとする。
- 6 民間機関等は、共有知的財産権について独占実施または非独占実施の選択にかかわらず、当該本学知的財産権を出願等したときから第三者に対し実施許諾できるものとする。この場合、学長は、当該本学知的財産権を、自己実施せず、かつ、民間機関等の事前の承諾なしに第三者に実施許諾しない。

(民間機関等による非独占での実施)

- 第22条 民間機関等又は民間機関等の指定する者が共有知的財産権について非独占実施を選択する場合には、民間機関等又は民間機関等の指定する者は第20条の研究成果の実施における基本的な考え方を踏まえ、別途、実施料の支払い及び第24条に規定する費用並びにその他の条件について学長と協議するものとする。
- 2 民間機関等又は民間機関等の指定する者が本学知的財産権について非独占実施を選択する場合、学長は、本学知的財産権については自由に第三者に対し実施の許諾をすることができる。また学長は、共有知的財産権については自由に活用を図ることができるものとし、民間機関等への通知により通常実施権の実施許諾を行うことができ、又は予め民間機関等の同意を得た上で持分の譲渡をすることができるものとし、民間機関等は正当な理由無くかかる同意を拒まないものとする。

(実施料)

- 第23条 本学知的財産権を民間機関等又は民間機関等の指定する者が実施しようとするときは、別に実施許諾契約で定める実施料を本学に支払わなければならない。
- 2 共有知的財産権を民間機関等又は民間機関等の指定する者が独占実施しようとするときは、民間機関等又は民間機関等の指定する者は別に実施契約で定める実施料を本学に支払わなければならない。
- 3 共有知的財産権を民間機関等又は民間機関等の指定する者が非独占実施しようとするときは、別に実施契約で定める実施料を本学に支払うものとし、その額については第22条第1項に規定する協議に基づき決定するものとする。
- 4 共有知的財産権を第三者に実施させた場合の実施料は、当該共有知的財産権に係る本学及び民間機関等の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

(出願費用及び権利維持等費用)

- 第24条 学長及び民間機関等は、第17条第3項に基づき単独で産業財産権の出願手続き等を行う場合、それに要する出願及び権利維持等に係る費用（以下「出願等費用」という。）は、出願等を行おうとする者が負担するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本学知的財産権について検討期間中及び民間機関等が独占的に実施しようとする場合は、民間機関等は当該知的財産権の出願等費用の一切を負担するものとする。
- 3 共有知的財産権（外国における共有知的財産権を含む。）の出願等費用については、以下のとおりとする。
- (1) 第19条で定める検討期間中及び民間機関等が当該共有知的財産権を独占的に実施しようとするときは、民間機関等は出願等費用の一切を負担するものとする。
- (2) 民間機関等が当該共有知的財産権を非独占的に実施しようとするときは、第22条第1項に規定する協議に基づき、出願等費用の負担割合について決定するものとする。

(知的財産権の譲渡等)

第25条 学長は、本学知的財産権又は共有知的財産権の持分を民間機関等（又は学長及び民間機関等が協議の上指定した者）に譲渡又は専用実施権等の設定ができるものとし、別に定める譲渡契約又は専用実施権等設定契約により、これを行うものとする。なお、民間機関等以外の者への共有知的財産権の持分の譲渡又は専用実施権等の設定をするときは、あらかじめ民間機関等の書面による同意を得なければならないものとする。

(実用新案権等の取扱い)

第26条 実用新案権及び実用新案登録を受ける権利については、第17条から前条までの規定を準用する。

(施設等の利用)

第27条 民間等共同研究員は、共同研究遂行のため必要がある場合には、許可を得て本学の教育研究施設等を利用することができる。

(秘密の保持)

第28条 学長及び民間機関等の長は、共同研究契約の締結に当たり、相手方より提供又は開示を受け若しくは知り得た情報については、非公開とすることができる。

(雑則)

第29条 この規則に定めるもののほか、共同研究の実施等に必要な事項は、別に定める。

2 本規則に定めがない事項については、産学連携ポリシー、知的財産ポリシー等で掲げる基本理念及びその他の定め等に鑑みて、学長が決定する。

附 則

この規則は、平成14年6月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年7月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年3月2日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月3日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年8月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成24年3月31日以前に締結した契約（契約変更を含む。）に関する間接経費については改正後の第9条第4項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

2 令和元年9月30日までに提出された共同研究申込書(変更契約申込書を含む。)の間接経費については、改正後の第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。